

静岡県がんセンター局管理規程第1号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td>(1)～(3) (略) (4) 課長の職務 (5) 室長の職務 (6) 専門官の職務 (7) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</td> </tr> <tr> <td>7 8級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		職務の級	職務	(略)		6 6級	(1)～(3) (略) (4) 課長の職務 (5) 室長の職務 (6) 専門官の職務 (7) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務	7 8級	(略)	<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td>(1)～(3) (略) <u>(4) 事務局技監の職務</u> (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</td> </tr> <tr> <td>7 9級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		職務の級	職務	(略)		6 6級	(1)～(3) (略) <u>(4) 事務局技監の職務</u> (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務	7 9級	(略)								
職務の級	職務																										
(略)																											
6 6級	(1)～(3) (略) (4) 課長の職務 (5) 室長の職務 (6) 専門官の職務 (7) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務																										
7 8級	(略)																										
職務の級	職務																										
(略)																											
6 6級	(1)～(3) (略) <u>(4) 事務局技監の職務</u> (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務																										
7 9級	(略)																										
<p>別表第5 (略)</p> <p>管理職手当支給額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局長（がんセンター事業職給料表適用）</td> <td><u>2種</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局次長（がんセンター事業職</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職	区分	(略)		事務局長（がんセンター事業職給料表適用）	<u>2種</u>	(略)		マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）	(略)	事務局次長（がんセンター事業職		<p>別表第5 (略)</p> <p>管理職手当支給額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局長（がんセンター事業職給料表適用）</td> <td><u>1種</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事務局次長（がんセンター事業職</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職	区分	(略)		事務局長（がんセンター事業職給料表適用）	<u>1種</u>	(略)		マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）	(略)	事務局次長（がんセンター事業職	
職	区分																										
(略)																											
事務局長（がんセンター事業職給料表適用）	<u>2種</u>																										
(略)																											
マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）	(略)																										
事務局次長（がんセンター事業職																											
職	区分																										
(略)																											
事務局長（がんセンター事業職給料表適用）	<u>1種</u>																										
(略)																											
マネジメントセンター長（がんセンター事業職給料表適用）	(略)																										
事務局次長（がんセンター事業職																											

給料表適用) 事務局参事 (がんセンター事業職 給料表適用)
(略)

別表第5の2 (略)

ア がんセンター事業職給料表の適用を受け
る職員

職務の 級	区分	管理職手当の額
<u>8級</u>	<u>2種</u>	<u>108,100円</u>
(略)		

(略)

給料表適用) 事務局参事 (がんセンター事業職 給料表適用) <u>事務局技監 (がんセンター事業職 給料表適用)</u>
(略)

別表第5の2 (略)

ア がんセンター事業職給料表の適用を受け
る職員

職務の 級	区分	管理職手当の額
<u>9級</u>	<u>1種</u>	<u>130,300円</u>
(略)		

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。